

令和4年 第6回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和4年3月22日（火）午後1時

場 所：教育委員会室

教育長	千葉孝
教育長職務代理者	庭野正和
委員	井戸道代
委員	平井俊一
委員	蓮沼千秋

事務局	教育推進課長	飯田常雄
	学務課長	大關一彦
	教育指導課長兼教育研究所長	
		近津勉
	学校施設課長	石塚修
	統括指導主事	百々和世
	統括指導主事	千葉一知

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉浦佳之
	同 主査	志村一彦

千葉教育長	<p>開会時刻 午後 1 時</p> <p>ただいまより、令和 4 年第 6 回教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>日程第 1、署名委員を決定いたします。井戸委員と平井委員にお願いをいたします。</p> <p>続いて、日程第 2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、第 5 号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
飯田教育推進課 長	<p>それでは、ご説明させていただきます。お手元には、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の新旧対照表をお配りさせていただきました。資料の説明に入ります前に、内容を簡単にご説明させていただきますと思います。</p> <p>今回の改正は、大きく 2 点の項目によるものでございます。1 点目が不妊治療のための休暇を新設するというので、こちらは第 1 回区議会定例会に議案を提出するにあたりまして、一度、教育委員会でも議決をいただいている内容でございます。その条例改正に伴いまして、必要な項目を定めるということで、今回、規則の改正を行います。2 点目が妊娠出産休暇の見直しということで、国や都の制度に準ずる形で改正をするものでございます。</p> <p>それでは、新旧対照表をご覧ください。第 17 条、赤字で書いてございます左側でございますが、不妊治療のための休暇ということでございます。第 1 項をご覧くださいと、不妊治療のための休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とするというものでございます。こちらにつきまして、第 2 項におきまして、一会計年度において、5 日、ただし、体外受精等の場合には 10 日ということで取得できる日数を定めてございます。また、第 5 項におきまして、不妊治療に係る通院をすることを確認できる証明書等の提出を求めることができるということで手続き的な要件も記載しているところでございます。このような形で不妊治療のための休暇と手続き等につきまして、具体的に定める改正であります。</p> <p>もう 1 点が妊娠出産休暇、こちら第 18 条でございますが、赤字の部分をご覧くださいと前にちょっと口頭でご説明させていただきますが、いわゆる妊娠出産休暇、産休でございます。妊娠出産の際に最大 16 週取得することができる制度ですけれども、出産する前、いわゆる妊娠中の産休の取得は最大</p>

	<p>で8週間となっております。こういった場合に職員につきましては、出産予定日から逆算して大体8週間ぐらいの休暇を取れるように計算して取るんですが、実際には出産予定日よりも出産日が遅くなるが多々あるところでございます。この場合、これまでの制度ですと、出産前の休暇は最大8週ですので、8週より多く休まざるを得なくなった場合には、その日数を年休で取っていくというようなところがこれまでの制度でございました。しかしながら、国家公務員や東京都の公務員につきましては、この間につきまして、8週を超えて出産前の産休を取ることができるようにということで、先に国や都の制度改正が行われたところでございます。これを受けまして江戸川区としても同様の制度改正を行いまして、妊娠出産前の産休が8週を超えた場合にもやむを得ない事由であれば産休として認めるという旨の改正を行ったところでございます。</p> <p>最後に、付則ということで、この規則は令和4年4月1日から施行するということで4月1日からこのような形で制度改正をさせていただきたいというものでございます。こちらは教育委員会、幼稚園教育職員の規則でございますが、区職員全体が同じような形で改正を予定しているところであります。</p>
教 育 長	<p>ただいまの点に関しまして、ご質問、ご意見などございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。</p>
教 育 長	<p>よろしければ、第5号議案は原案のとおり決定することよろしいでしょうか。</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p>
教育推進課長	<p>次に、第6号議案「江戸川区教育委員会任命に係わる非常勤職員の報酬額に関する規程の廃止について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>お手元に2枚資料をお配りしているかと思えます。1枚目の資料をご覧いただきますと、こちらの規程につきまして廃止するということがかみ文と</p>

	<p>してつけておるものでございます。</p> <p>もう1枚の規程を見ていただきますと、こちらが現在の報酬に関する規程でございます。学校に勤務する中の学校医、学校歯科医、または学校薬剤師等の報酬に関することを定めたのがこの規程でございます。実は、非常勤職員、今は会計年度任用職員と言っているんですけども、会計年度任用職員の制度の導入が令和2年度にありました。その際に、当初、区長部局と教育委員会部局、両方で同じような規則を設ける話になりましたが、基本的には区長部局のほうの規則に一本化し、整理を行ったところでございます。それが令和2年4月1日でございます。現在見ていただいたこの規程につきましては、実はこの内容と同じものが区の規則のほうに既に移行されております。しかしながら、令和2年3月31日の時点でこちらの規程につきまして廃止することが漏れてしまいました。そこで、今回、この規程につきまして廃止をさせていただきたいというところでございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの件に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。</p>
庭 野 委 員	<p>確認ですけれども、今、区のほうにそのまま掲載されているということですね。</p>
教育推進課長	<p>同じ内容が記載されています。</p>
庭 野 委 員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
教 育 長	<p>他になければ、第6号議案は原案のとおり決定するというところで、よろしいでしょうか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、第7号議案「学校における働き方改革プランの改定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>それでは、学校における働き方改革プランの改定についてということで、いくつか資料をお配りさせていただいてございます。1枚目でございます</p>

が、働き方改革プランの改定についてという題がついているものをまずご覧ください。本日、記書きの1番にございますように、働き方改革プランの最終案、こちらをご提示させていただきました。説明は後ほどさせていただきます。これまでの改定に係る検討経過につきまして、こちら表を用いて説明させていただきます。

昨年、11月9日の教育委員会におきまして、平成30年に策定をいたしましたこの働き方改革プランの改定につきまして、お諮りさせていただいたところがございます。改定の検討につきましては、12月9日に発足いたしました推進委員会、こちらのメンバーといたしましては、小学校、中学校の校長会の代表、また、幼稚園長会の代表、小中学校の副校長会の代表、そして、教育委員会事務局の管理職でございます。この働き方改革に関する推進委員会の中でプランの改定について検討してまいりました。11月10日から26日にかけて行いました学校の現況調査、こちらを参考にさせていただき、また、12月15日から1月14日にかけては、校(園)長会、副校長会に対する意見募集を行いました。

さらに、2月9日から3月1日にかけては、全ての教職員に対して意見募集を行わせていただいたところがございます。この教職員の意見募集につきましては、まだ教育委員会にご報告してございませんので、本日、参考に資料をつけさせていただきました。ちなみに、下段にございますように、101件、30名の教員の方からご意見をいただいたところがございます。これら、意見募集等の結果を踏まえまして、3月14日の第3回推進委員会におきまして、改定版プランの最終案、こちらを委員会として決定をさせていただいたところがございます。本日は、この推進委員会で決定したプランを教育委員会にお諮りさせていただくというものでございます。

それでは、続きまして、次のページをご覧ください。「学校における働き方改革プラン【概要】」という両面刷りの資料をお配りさせていただいております。本編は32ページほどございまして少し長いものですから概要版を用いて説明させていただきます。

左上の からでございます。働き方改革の背景と目的であります。学校の役割が拡大する一方で、多くの教員が長時間勤務を行っている実態が明らかとなりました。これを受けて平成30年10月にプランを策定しました。これをもちまして、長時間勤務の是正に向けた取組みを実施してきたところがございます。プランの目的といたしましては、教員の長時間勤務を是正することで、「心身の健康」「子どもたちと向き合う時間」「誇りとやりがいを持って勤務できる環境」を確保し、質の高い学校教育の維持向上

により、子どもたちの豊かな学びと成長を支えていくというものでございます。

が本プランの改定の趣旨でございます。教育現場の変革ということで学習指導要領の改訂、GIGAスクール構想に基づく1人1台のタブレット端末の配備、また、新型コロナウイルス感染症の対応等、近年の教育現場の変革している状況がございます。また、SDGs、共生社会の実現という区の目標、こういった方向性とも整合性を取る必要がございます。こういったところを受けまして、これまでの成果と課題を検証し、「教員の本来業務以外の業務負担の削減」や「ICTによる業務の効率化」を中心に、より実践的なプランとなるように改定をしたところでございます。

、長時間勤務の是正の目標といたしましては、月の時間外勤務が80時間を超える教員をゼロにするという、こちらにつきましては、平成30年度同様の目標でございます。

続いて、右上の、取組みの方針といたしまして、複数の視点を挙げてございます。これは平成30年と今回変わらず5点ということでございます。一つ目が学校業務の適正化、二つ目が部活動のあり方、三つ目が勤務環境の改善、四つ目が勤務時間の管理、五つ目が教員の意識改革の促進ということで、この五つの視点から取組みを進めてきたところでございます。

続いて、、教員の時間外勤務の現況でございます。平成29年度の東京都の調査から令和3年度にかけまして、月の時間外勤務が80時間を超える教員の割合をお示しさせていただきました。平成29年の状況に比べますと、令和元年にいたりまして大幅な改善が図られたところではございますが、新型コロナウイルス感染症の感染予防の対応等によりまして、令和元年以降、削減の程度は鈍化しているということが現状でございます。

続いて、でございます。これまでの取組みの成果と課題ということでまとめさせていただきました。令和3年度働き方改革の現況調査におきまして得られたところをいくつか抜粋してございます。一つは学校徴収金の徴収業務を副校長や教員が実施している、また、ペーパーレス化や会議等の縮減が進んでいる、スクール・サポート・スタッフを効果的に活用している等の状況につきましては、ご覧のとおり数字が上がっているところでございます。こういったところを受けまして、業務の実施主体の整理を進めてまいりましたが、いまだ教員が本来業務以外の業務、学校徴収金の催告等を負担している現状があるということが確認できました。また、会

議や行事のオンライン開催や統合等が進んでいるところでございますが、学校ICT環境の整備にあわせて、ICTの効果的な活用への支援が一層求められている。学校を支援する多様な人員を今後も効果的に配置することが必要だと、こういったところが成果と課題として挙げてきたところでございます。

続いて、裏面をご覧ください。といたしまして、今後の取組みを挙げさせていただきました。推進委員会の中でも委員の先生方からいただいたご意見としましては、例えば今後も学校と教育委員会で連携を諮りながら、できる限り取組みを早く実施していただきたい、目標は定めながらもできる限りはやく行っていただきたいと。また、学校徴収金につきましても学校での現状をより詳細に確認して具体的な整備を進めていかなければならないというふうなお声がいただいたところでございます。さらに、保護者の対応、時間外の対応を求められる場合がございますが、こういった対応につきましては、地域や保護者の皆様への理解促進が重要である。また、部活動が時間外勤務の大きな要員となっている、この根本的なあり方の見直しを期待したい、こういったご意見もいただいたところでございます。

そういったご意見も踏まえながら、今後の取組みとしてこちらに挙げさせていただいた31項目を整理したところでございます。五つの視点の中の一つ目、学校業務の適正化、こちらが一番大きな項目になってございますが、主に拡充した項目を中心にご説明させていただきます。(1)学校徴収金業務の在り方の見直しでございます。こちらにつきましては、令和6年度を目途に公会計化を進め、徴収業務の実施主体を教育委員会のほうに移行することを検討するというところで整理させていただきました。また、(4)につきましては、ICT活用による業務の効率化ということで、ペーパーレス化の推進やICTの活用事例の共有というところを進めていくということで拡充とさせていただいたところでございます。(6)の業務体制の充実につきましては、継続でございますが、スクール・サポート・スタッフや副校長補佐、事務補助員等の様々な人材の配置につきましては、今後も継続して実施をしております。

視点の二つ目、部活動の在り方でございますが、こちらは中学校の教員の4割が時間外の主な要員としてこの部活動というものを挙げている、こういう実態もありましたので、部活動に係る支援体制、こちらは引き続き継続して充実を図ってまいります。

視点の三つ目、勤務環境の改善でございますが、(2)にお示ししました

ように、効率的な業務に資する環境の充実ということで、ICT発展や学校改築の機会に合わせまして、こちらの勤務環境の充実を図ってまいります。

視点の四つ目、勤務時間の管理でございますが、(1)勤務時間等のサービス管理の効率化ということで、拡充として挙げてございます。こちらは出勤簿の電子化等、また、効率的なサービス管理に向け、管理システムの更新等、環境整備を実施していくということで拡充とさせていただきます。

最後に5番目の視点でございます、教員の意識改革の促進でございますが、職場風土の醸成や意識啓発ということで、教育委員会による意識啓発、また、ワークライフ・バランスを大切にす職場風土の醸成ということで、これまでに引き続き継続して実施してまいります。

最後の でございますが、取組みの周知と促進というところでございます。働き方改革の取組みを進め、質の高い学校教育の維持向上を実現していくためには、保護者や地域の方々のご理解とご協力が必要不可欠です。目的や取組みについて、保護者や地域へ丁寧に周知・説明していくとともに、広く学校関係者のご意見をいただきながら着実に実施していきます。また、取組みをより実践的・効果的なものとするため、随時、目標の達成状況や取組みの効果を確認・検証し、必要に応じた見直しを図ってまいりますということで、今後も学校校長会、副校長会等々と連携しながら、随時見直しを図っていくということで進めさせていただきたいと考えてございます。

学校における働き方改革プランの概要は以上になりまして、本編につきましては、32ページにございますが、ただいまご説明させていただいた概要に沿った内容となっております。

最後に、参考といたしまして、2月9日から3月1日まで行いました職員の意見募集の結果について、30名101件の意見について、概要をお示しさせていただいたところでございます。説明は以上です。

教 育 長

ただいまの件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。

蓮 沼 委 員

とても大事な施策というか、柱の一つだなと思うんですけども、学校、小学校、中学校、そうですけれども、残業時間を減らすということは、やっぱり教員がゆとりをもって子どもたちと向き合うというところでは、欠かせないです。進行形にはなっていますが、行事の精選、削減、学校行事

にかかると負担というのは相当大きいと思うんですね。それと、今日の新聞にも出ていましたけれども、小学校での教科担任制とか、新たなことをやっていくとある程度数字的なものも出てくるのかなということ。学校行事もコロナ禍でいろいろ制約がある中で学校も工夫してやっていたけれども、逆に、コロナの中でいろいろ見直す機会も増えたと思います。本当にこれが必要だったのか、なくしてみたけれども、問題は起きずかえってよかったとかそういう意見がいろいろ出てきているでしょう。そういったものを吸い上げながら、進めていくといいと思います。

あとは意識の部分ですね。やっぱりどうしても先生方は、子どもたちが本当にこれやって成長したとか喜んでくれたということがあるから、ついがんばってやってしまう部分がありますが、削れるものは削っていくというようにしていかないと駄目だという感じがします。議会でも質問されているような大事なところだと思いますので、しっかり進めていければなと思います。

教 育 長

ありがとうございます。

庭 野 委 員

数回にわたってご検討いただきまして、よりよい改革プランができたと思います。今、蓮沼委員がおっしゃられたこと全てそうなんですけれども、私は特に部活動の在り方について、外部指導員とか部活動指導員の支援が大切になってくると考えます。教員がどうしても自分でやりたいという声もまだまだ結構あるんじゃないかなというふうに思うんです。その辺の意識改革というものは非常に難しい点ではあるかなというふうに考えています。

これは報道ですけども、国際大会、全国大会の年齢制限というのをしましょうという動きが広がっていて、14歳以下は全国大会をしないとか、そういうような報道が今朝されていたわけですけども、そういった動きもよく見ていかないといけないかなというふうに思います。アスリートの人たちは若年層のそういった全国大会の開催を廃止することについて賛成している方は多いようなんです。

でも、私なんか個人的には目標があったほうがいいんじゃないかなというふうには考えているんですけども、その辺の意識を変革というのもあるので、いろいろなことを勘案しながら進めていかなければいけないかなというふうに、報道を聞いて思った次第です。それで、まだまだ部活動ということについては、なかなか難しいところがありますけれども、ぜひ、学校の負担を少なくすると同時に、指導者の意見とか先生方の意見、尊重していただき

	<p>ながら、うまいところを探っていけたらいいかなというふうに考えております。いずれにしましても、この改革プランは一步も二歩も十歩も進んでいるのではないかなというふうに思います。ありがとうございます。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。教職員の意見募集の結果というのがあるんですけども、これ、先生方からいろいろお考えも出てきていますが、これど ういう形でフィードバックするの、学校のほうには。</p>
教育推進課長	<p>教職員の意見募集の結果につきましては、まずは現時点におきましては、働き方改革推進委員会の中で委員の皆様と共有させていただいたところ でございます。今後、プランの公表に合わせまして、全ての教員の皆様から いただいた意見につきましても周知を図りたいと思います。</p>
教 育 長	<p>ホームページか何かを使って出すということですか。</p>
教育推進課長	<p>教員の皆さんには、もともと学校LANを用いて意見募集を行いました。 学校LANを用いて情報提供を行いたいと思います。</p>
教 育 長	<p>そういった形で返しているということですね。 学校徴収金の話があるんですけども、令和6年の法改正化を目指してと いうことになってはいますが、これは全ての給食費だけではなくて、そ の他の全ての徴収金についてもその中で6年度にという、そういう書き方 ですか。</p>
教育推進課長	<p>おっしゃるとおりでございます。給食費の公会計化ではなく、学校徴収 金の公会計化ということで、このグラフにつきましては整理させていただきました。</p>
教 育 長	<p>学校によって全然金額違うので、何万円も開きがあるので、100校ある から100通りのお金を徴収する。そうしたことは全くやっていなかった事 務ですから、システムも含めて他自治体の事例も参考にしながら進めていく 必要があります。</p>
蓮 沼 委 員	<p>その徴収金関係は学務課が担当ですか。学校現場はありがたいですね。 他区でもう始めているところがあるように聞いているので、そういったとこ</p>

教 育 長	<p>る、確認していただきながらよろしく申し上げます。</p> <p>では、他になければ、第7号議案は原案のとおり決定するというところでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
教 育 長	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、第8号議案「江戸川区文化財の登録・指定について（答申）」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
教育推進課長	<p>こちらにつきましても2点、資料をお配りさせていただいてございますが、縦書きの資料をまずご覧ください。こちらは江戸川区文化財の登録及び指定についての答申ということで、文化財保護審議会の会長からいただいた文章でございます。こちらにつきましては、令和3年8月10日、第15回の教育委員会定例会におきまして、文化財の登録及び指定についてということで諮問を行う上で決定いただいた案件でございます。8月17日付けで文化財保護審議会に諮問をさせていただきまして、審議会の中での協議が終わり、今回、答申としていただいたものでございます。</p> <p>裏面をご覧ください。別紙ということでお示ししてございますが、2点議案を諮問しているところでございます。それぞれの答申でございますが、第1号議案に関しましては、下鎌田の富士講用具（追加指定）4点ということでございますが、こちらは指定という結果でございます。第2号議案、東小松川上之庭の水神講につきましましては、継続審議という決定をいただいたところでございます。少し補足をさせていただきますと、第1号議案の下鎌田の富士講用具でございますが、下鎌田の富士講用具ということで既に指定をいただいている民族資料につきましまして、追加で指定をするというものでございます。委員の皆様からも指定した下鎌田の富士講用具、これまで既に指定しているものと一連の資料として捉えて保存周知するべきものであるということで、一括して保存することが望ましく、また、今後も同様の資料が確認された場合には委員会に諮り、保存を決定するように努めていただきたいと思います。指定の評価をいただきました。</p> <p>もう1点の東小松川の上之庭の水神講につきましましては、現在、二つの町会が交代で行事を実施しています。既に講という形での行事の継承は失われているという中での報告でございました。文化財保護審議会の委員の先生の補</p>

<p>教 育 長</p>	<p>足調査によりまして、登録文化財の水神講、ほかのものと比べまして、伝承時の移転等により、行事の内容が形骸化して、それが顕著である。江戸川区の文化財として登録する案件には該当しないものとする。しかしながら、当該の水神講は伝承地の移転や担い手の変化にもかかわらず、今日まで行事が変化しながらも続いてきたということは歴史的、または文化的な意味におきまして、評価すべきものであるということで、継続審議ということで結論をいただいたところでございます。</p> <p>もう1枚の資料は、本日ご決定をいただきましたら、今回指定をするということで予定してございます下鎌田富士講につきまして、この告示案のとおり告示をさせていただきたいというものでございます。</p> <p>ただいまの件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>なければ、第8号議案は原案のとおり決定するということで、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>教 育 長</p>	<p>それでは、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上をもちまして、令和4年第6回教育委員会定例会を終了いたします。</p> <p>閉会時刻 午後1時31分</p>